

船橋市老人憩の家に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市老人憩の家の使用に関する規則（昭和58年船橋市規則第61号）第10条の規定に基づき、市民から住宅の全部又は一部（以下「住宅等」という。）の提供を受けて設置した老人憩の家（以下「憩の家」という。）に関し、必要な事項を定める。

(提供の申込)

第2条 憩の家として住宅等を提供しようとする者（以下「申込者」という。）は、船橋市老人憩の家提供申込書（別記様式）により市長に申込まなければならない。

(指定の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号に掲げる基準に照らし、これに適合すると認めるときは、憩の家として指定するものとする。

- (1) 申込者が憩の家の目的を理解し、熱意をもって協力するものであること。
- (2) 申込者が自ら所有する住宅等で、立地条件が良好であること。
- (3) 定期的に週3日以上住宅等を提供できるものであること。
- (4) 居室がおおむね10畳以上の広さを有し、かつ、電気、水道、洗面所、冷暖房等の設備を常時利用できるものであること。
- (5) 当該地域の高齢者の使用が見込まれること。
- (6) 近い距離に既存の憩の家がないこと。
- (7) その他憩の家としてふさわしいものであること。

(指定の取消)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、憩の家の指定を取消すものとする。

- (1) 前条各号の基準に適合しないと認められるとき。
- (2) 使用者が著しく減少し、憩の家としての目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) その他市長が憩の家として不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により憩の家の指定を取消したときは、当該憩の家の提供者に対し、取消しに伴う損失を一切補償しないものとする。

(管理人の設置)

第5条 憩の家に管理人を置き、当該憩の家の提供者又は、提供者が委任した者がこれにあたるものとする。

(使用日等)

第6条 憩の家の使用日は、週3日以上とし、使用時間は、午前10時から午後4時までとする。

(使用者の守るべき事項)

第7条 使用者は、憩の家の使用にあたり、この要綱及び船橋市老人憩の家の使用に関する規則の規定を守るとともに、管理人の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の第3条の規定により指定を受けた憩の家については、平成26年度中に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式

船橋市老人憩の家提供申込書

年 月 日

船橋市長 あて

提供者 住所 _____

氏名 _____ 印

船橋市老人憩の家として、次の施設を提供いたしたく申し込みます。

施設 の 要件	
施設所有者	氏名 _____ 職業 _____
	住所 _____ 年齢 _____
	電話番号 _____
施設所在地	船橋市
規模・構造	_____ m ² 造 _____ 階建 (憩の家部分 _____ m ²)
設備等	電気・水道・洗面所・冷暖房等
環境	交通 _____ 日照 _____ 騒音 _____
その他の要件 週に開所する曜日 (3日以上)	
管理者	氏名 _____ 職業 _____
	住所 _____ 年齢 _____
	電話番号 _____
付近の老人クラブ	
《施設の略図》	